

第三章

參考資料



和歌山県人権教育基本方針

平成17年2月15日策定
和歌山県教育委員会

国連は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の尊重が平和の基礎であるとの認識のもと、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とうたった世界人権宣言を採択しました。そして、その理念を実現するため、人権に関する諸条約の採択をはじめ「人権教育のための国連10年」を定めるなど、様々な取組を行ってきています。

わが国では、日本国憲法施行後、基本的人権の享有を保障するため、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成する教育が、学校、家庭、地域のあらゆる場で推進されてきたところです。

本県においては、人権を尊重する社会づくりに向けて、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。教育の面においては、和歌山県同和教育基本方針に基づき、「部落差別を取り除く人間」の育成を目的に、部落差別とそれを支えている様々の不合理な問題についての学習をとおして、同和問題解決への自覚を深めるとともに、自分や他人の人権を尊重しようとする意識や態度をはぐくむなど、多くの面で成果をあげてきました。

しかしながら、残念なことに、今なお、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者などをめぐる差別や虐待などの人権侵害が存在しています。また、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じています。加えて、お互いの生命と生活を守るためには、自然との共生も視野に入れて考えることが大切です。

真に人権が理解され、擁護され、尊重される社会を築くことは、21世紀に生きる私たちが不断の努力をもって取り組まなければならない重要な課題であり、責務です。

和歌山県教育委員会は、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育を行うことが、生涯にわたるすべての教育活動の根幹をなすものであるとの認識に立ち、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築く人間を育成するため、以下の方針に基づき人権教育を推進します。

（目的）

1 すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、

人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

- (1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
- (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
- (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

（教育行政）

2 教育行政においては、人権教育を進めるために必要な実態の把握に努める。また、学校、家庭、地域がそれぞれの特性を發揮し、互いに連携協力しながら、生涯のあらゆる段階において、効果的に人権教育が行われるよう必要な施策を講じる。

（学校教育）

3 学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にした教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

（社会教育）

4 社会教育においては、一人一人が自分らしく生きることが出来る住みよい社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図るなど、地域社会における人権についての学習活動の振興と充実に努める。

（家庭教育支援）

5 家庭において、人権尊重の意識を高める教育が行われるよう、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努める。

(指導者の養成)

6 指導者の養成においては、人権や人権問題についての理解を一層深め、人権教育を行う上で効果的な方法をも身につけるための研修を充実するなど、資質の向上に努める。また、自ら人権意識の高揚に努め、学習者の疑問や意見を受け止め、それを学習活動に生かしていくことができる指導者を養成する。

(人権侵害への対応)

7 差別や虐待などの人権侵害が発生した場合、関係者の所属する機関等が事実を正確にとらえ、責任を持って対処する。そして、一人一人が自らの問題として学び、人権教育を一層前進させる機会とするよう努める。

和歌山県人権教育基本方針の説明

I 「前文」について

前文では、人権や人権教育に関する取組の経緯と、基本方針を作成するに当たっての考え方を述べています。

第1段落は、「国際的な動向」を述べたものです。

人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験しました。このことへの反省から、国連は、人権の確立を通じ平和な社会を築くことは、国際社会全体に関わる重要な問題であるという認識に立ち、すべての人と国が守るべき基準として「世界人権宣言」を採択しました。以来、同宣言は世界中に影響を与え、各国での取組を促したことから最初に取り上げています。

「人権に関する諸条約」とは、「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」など、国連が中心となって採択した人権に関する条約のことです。

『「人権教育のための国連10年」を定めるなど』とは、人権に関する特定の事項に焦点を当てた国連の取組を意味しています。「国際児童年」「国際婦人年」「国際障害者年」など、多くの国際年や国際の10年がありますが、ここでは、「人権教育のための国連10年」を、その例としてあげています。

第2段落は、「国内の動向」を述べたものです。

これまで、わが国においては、日本国憲法にのっとり、基本的人権を保障するための施策が行われてきたことを述

べています。

「人権に関する各般の施策」とは、人権に関する諸条約の批准・加入、人権に関する法律（同和対策事業特別措置法、男女雇用機会均等法、障害者基本法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律など）の制定など、諸制度の整備とそれに基づいた取組のことです。

第3段落は、「本県における取組」を述べたものです。

同和問題の解決に向けた全県的な取組は、多くの面で成果をあげ、人権が尊重される社会の構築に向けた取組へと広がってきたことから、前文において述べています。

一部引用した「和歌山県同和教育基本方針」の目的は、「個人の尊厳を重んじ、合理的精神及び社会連帯意識を身につけ、部落差別を取り除く人間を育成する」です。

「それを支えている様々の不合理な問題」とは、違いを受け入れず同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識などによって起こる人権に関わる問題を意味しています。

「など」は、差別に立ち向かう態度や学力の向上等を意味しています。

第4段落は、「人権を取り巻く情勢」を述べたものです。

社会には、列挙したような人権課題が依然として存在しているという現状認識と、社会の変化に伴い、解決しなければならない新たな人権課題が発生していることを述べたものです。人権課題の例示については、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「和歌山県人権施策基本方針」を踏まえています。「人権に関する新たな課題」の例として、プライバシーの侵害やインターネットを悪用した人権侵害などがあげられます。

「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」や「和歌山県人権施策基本方針」において、自然との共生を目指すこと、人権尊重の視点に立って環境について考えることが必要であると述べられており、本方針においても重要な視点であると位置づけています。

第5段落は、「人権の意義」を述べたものです。

人権はすべての人にとってなくてはならない大切なものであり、それが守られ尊重される社会を築いていくことの大切さを述べています。

第6段落は、「人権教育の位置づけ」を述べたものです。

前半部分では、教育活動を行う際には、学習者に人権を尊重しようとする態度をはぐくむことを根底におくことが

肝要であるという考えを述べ、後半部分では、現在、基準となっている法令や同和教育の成果をもとに、「人権が尊重される社会を築く人間を育成する」ため積極的に人権教育に取り組んでいくという県教育委員会の決意を述べています。

「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することを目指した教育」とは、教育基本法でいう「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛する人を育成する」という意味を込めています。「日本国憲法」以下は、人権教育を進める上で基準となる憲法・条約・法令等を示しています。

Ⅱ「基本方針の各項目」について

1 人権教育の目的

人権が尊重される社会を築く人間を育成することを人権教育の目的としています。

「すべての人の尊厳が守られ」とは、『すべて国民は、個人として尊重される』（日本国憲法第13条）、『われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する』（教育基本法前文）という精神に基づき述べたものです。

「自己実現が図られる」とは、自己の能力や可能性を十分に生かし、社会の中で自分の生き方を自分で決めていくことができるようになるということを述べたものです。

「人権及び人権問題について理解を深め」とは、人権とはどのようなものであるかという人権についての概念と社会に存在する人権に関する問題について理解を深めるという意味です。

「人権が尊重される社会を築くための力」とは、上記の理解とこうした社会の構築を目指して積極的に社会に関わっていかうとする態度やそれを実現するための技能のことであり、次の(1)～(3)に具体的にまとめています。

(1) 人権教育の具体的な目標 1

「自分自身が価値ある大切な存在であるという感情」とは、セルフエスティーム（自尊感情・自己尊重の感情と訳される）という概念を述べたものです。セルフエスティームは、うぬぼれやおごりではなく、自分自身をかけがえのない大切な存在であると認識し、自己の存在を肯定的にとらえようとする意識のことです。こうした感情を持つことで、自分だけでなく他者をも肯定的にとらえられるようになると言われており、人権を学ぶ上で基礎となる力として位置づけました。

「公正や公平を重んじ」とは、他者に対して公正・公平であるという意味であり、こうした価値を重んじて物事を判断する力を身につけることを述べたものです。

「他の人と共によりよく生きようとする態度」とは、互いの大切さを認め合い、他の人との人間関係を調整し、自他の要求を共に満たす解決方法を見いだしていこうとする態度のことです。

このように、(1)では、自己を肯定する感情を養うとともに、物事の判断基準となる価値観や他の人との共存を願おうとする態度をはぐくむという人権を学ぶ上で基礎となる力を身につけることを目標として設定しています。

(2) 人権教育の具体的な目標 2

「人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深める」とは、「人権」の概念や意義・重要性について正しい知識を身につけることと、人権に関わる問題を直感的にとらえる感性を養うことを述べたものです。

「自らの権利の行使とそれに伴う責任」とは、人は誰でも人間らしく生きるために発言し行動する権利を持つということ、自分で決定したことに対しては責任が生ずるという考えを述べたものです。

このように、(2)では、人権の概念や権利を行使する意義などを学び、社会に存在する人権課題に目を向け、解決しようとする態度をはぐくむことを目標として設定しています。

(3) 人権教育の具体的な目標 3

「多様な文化や個人の価値観等を尊重し」とは、違いが偏見や差別につながる人が多いことから、互いの違いを受け入れ、尊重することの大切さを述べたものです。

また、「伝え合い」以下は、人権問題を解決し、人権が尊重される社会を築くためには、多くの仲間とともに協力して物事を進める能力を身につけ、社会に参加し、決定に参画することが重要であるという考えを述べたものです。

このように、(3)では、文化や個人の多様性を認め合うこと、社会に参加する中で、多くの人の合意を得て人権問題の解決に取り組むための能力を身につけることを目標として設定しています。

2 教育行政

目標を達成するために、行政として実態の把握に努め、実情に即した施策を効果的に展開することを旨として述べています。また、人権教育が行われる場である学校、家庭、

地域（NPO 等を含む）の連携を促進する役割を果たす必要性があることを述べています。

3 学校教育

学校において人権教育を行う際の基本的な考え方を述べています。

「人権が尊重される環境づくり」とは、教職員や子どもが互いの大切さを認め合う学校づくりを進めることであり、人権教育を行う上で基礎となる重要なものです。

「子どもの実態を十分に把握し」とは、子どもの生活や学力、人権についての理解・意識のみならず、子どもの思いや保護者の願い、家庭環境・地域環境等についても把握する必要があることを述べたものです。

「一人一人を大切にされた教育」とは、一人一人を見つめ、課題を明らかにし、個に応じたきめ細かな指導を行うことの必要性を示しています。

「人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう」とは、生命や人権を尊重する精神を培い、それが日常生活において態度や行動に現れるようになることを述べたものです。

「教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める」とは、人権教育の全体計画、年間指導計画、学習プログラム等を作成し、指導にあたることの必要性を示すものです。教育活動全体を通じた指導や学年間、校種間の連携が必要であるという意味も込めています。

4 社会教育

社会教育において人権教育を行う際の基本的な考え方を述べています。

「一人一人が自分らしく生きることができる住みよい社会の実現」とは、個人の尊厳や違いを認め合い、それぞれが自己実現を図ることができる社会、すなわち人権が尊重される社会を意味しています。また、共に生き互いに支え合う社会をつくるという「地域福祉」の考え方も含めています。

社会教育として、学習機会の充実を第一に考え、「人権に関する多様な学習機会の充実を図る」としています。「など」とは、情報の提供や学習相談等を意味します。

「人権についての学習活動の振興と充実」とは、NPO 等を含め県民の主体的で積極的な学習活動の振興を図ることを目指したものです。

5 家庭教育支援

家庭における教育は、乳幼児期から豊かな情操や思いや

り、いのちを大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむという点で、すべての教育の出発点となる重要なものです。また、保護者が持っている人権感覚は、その態度や言動を通じて子どもに伝わるものであり、保護者自身が偏見を持たない、差別をしないなど、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが大切です。

こうしたことから、家庭において人権に関することが話し合われ、また、保護者自身が偏見を持たず差別等をしないという姿勢を子どもに示すことができるよう家庭教育の支援に努めることを述べています。

6 指導者の養成

人権教育の在り方について調査・研究を進め、指導者が人権や人権問題について正しく理解し、効果的な方法により学習活動を深められるよう研修の機会や内容を充実することを中心に取り組んでいくことを述べています。

なお、「指導者」とは、学校の教職員や社会教育における指導者を意味し、「学習者」とは、幼児児童生徒及び社会教育における学習者を意味します。

また、自ら人権意識の高揚に努めることと、権利を学んだことによって出された学習者（人権を侵害されている当事者を含む）の意見を受け止め、それを学習活動に生かすことも指導者として重要な資質であることを述べています。

7 人権侵害への対応

関係者（当事者を含む）の所属する機関等が取組の主体となることを述べています。また、関係者や人権を学習しようとする一人一人が、差別や虐待などの人権侵害について自らの問題として学び、人権問題の解決に向かって行動できる機会とするという意味を込めています。

なお、取組にあたっては、関係者の声を受け止め、事実を正確にとらえ、問題の背景等を分析し、関係機関等とも連携しながら、課題の解決を図っていくことが重要です。

子どもの権利条約カード

<p>第1条 子どもの定義</p> <p>18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条 差別の禁止</p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女が、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。</p>	<p>第3条 子どもにとってもっともよいことを</p> <p>子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条 国の義務</p> <p>国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。</p> 
<p>第5条 親の指導を尊重</p> <p>親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。</p> 	<p>第6条 生きる権利・育つ権利</p> <p>すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。</p> 	<p>第7条 名前・国籍をもつ権利</p> <p>子どもは、生まれたらすぐに登録(出生届など)されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条 名前・国籍・家族関係を守る</p> <p>国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。</p> 
<p>第9条 親と引き離されない権利</p> <p>子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときにも、会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条 他の国にいる親と会える権利</p> <p>国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条 よその国に連れさられない権利</p> <p>国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。</p> 	<p>第12条 意見を表す権利</p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条 表現の自由</p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけるはなりません。</p> 	<p>第14条 思想・良心・宗教の自由</p> <p>子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。</p> 	<p>第15条 結社・集会の自由</p> <p>子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけるはなりません。</p> 	<p>第16条 プライバシー・名誉は守られる</p> <p>子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。</p> 
<p>第17条 適切な情報の入手</p> <p>子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条 子どもの養育はまず親に責任</p> <p>子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条 虐待・放任からの保護</p> <p>親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条 家庭を奪われた子どもの保護</p> <p>子どもは、家族といっしょにくらすなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらふことができます。</p> 


第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。



第22条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。



第23条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほころぎが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実して下さるよう、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。



第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。



第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもつために病院などに入っているときに、その治療やそこでの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。



第26条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにしゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。



第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利を持っています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。



第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるといことや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さを学べるようにしなければなりません。



第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。



第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。




第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。



第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければならない。



第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければならない。



第35条 ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売買されたりすることのないように守らなければならない。




第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければならない。



第37条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。




第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていくことはできません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条 犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。



第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければならない。



参 考 文 献

刊 行 物 名	著 者	発 行
エンカウンターで学級が変わる 中学校編 Part1	國分康孝 監修	図書文化社 1996
エンカウンターで学級が変わる 高等学校編	國分康孝 監修	図書文化社 2005
地球市民を育む学習	G. パイク、D. セルピー共著、中川喜代子 監修・阿久澤麻理子 訳	明石書店 2000
人権学習シリーズ vol.2 「働く」	(財)大阪府人権協会 編集	大阪府企画調整部人権室 2004
人権学習シリーズ vol.3 「暮らす」	(財)大阪府人権協会 編集	大阪府企画調整部人権室 2005
新しい開発教育のすすめ方	開発教育推進セミナー 編	
世界がもし 100 人の村だったら	池田香代子 再話 C. ダグラス・ラミス 対訳	マガジンハウス 2006
対立は悪くない	ERIC 国際理解教育センター	東京都北区滝野川 1-93-5-105 電話 03-5907-6063 2000
対立から学ぼう	ERIC 国際理解教育センター	東京都北区滝野川 1-93-5-105 電話 03-5907-6064 1997
多様性トレーニングガイド	森田ゆり	(株)部落解放・人権研究所 2004
多様性教育入門 - 参加型人権教育の展開 -	大阪多様性教育ネットワーク・森 実	解放出版社 2005
新版 人権のための教育	ラルフ・ペットマン 著 福田弘 訳	明石書店 2003
自分を生きる 21 男女共生教育教材・実践集	監修 木村涼子 大阪府人権教育研究協議会 編集	大阪府人権教育研究協議会 2003
参加型で学ぶ 中高生のための世界人権宣言	ユネスコ 編 松波めぐみ 訳	明石書店 2005
わたしの権利みんなの権利「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を学ぶための実践ガイド	スーザン・ファウンテン	財団法人ユニセフ協会 1994
子どもの権利条約カードブック		財団法人ユニセフ協会
ユニセフで学ぶ 総合的な学習の時間		財団法人ユニセフ協会
小学校・中学校・高等学校における総合的な学習の時間 - 全体計画の考え方 & 具体的な展開 -	福岡県教育センター研究紀要 第 146 号（平成 15 年度）所収	福岡県教育センター 平成 15 年
総合的な学習の時間の在り方（手引き）	福岡県教育センター研究紀要 第 134 号（平成 11 年度）所収	福岡県教育センター 平成 11 年
人権教育指導プログラム		兵庫県教育委員会 平成 16 年
様々な人権問題に関する指導資料集		栃木県教育委員会 平成 14 年
人権教育プログラム（学校教育編）	東京都教育庁指導部指導企画課 編集	東京都教育委員会 平成 15 年
テストだけで測れない！人を伸ばす「評価」とは	吉田新一郎	日本放送出版協会 2006
効果 10 倍の〈教える〉技術 授業から企業研修まで	吉田新一郎	PHP 研究所 2006
人権教育指導者用手引き「気づく・学ぶ・広げる 人権学習」	人権教育指導者用手引き編集委員会 編集	和歌山県教育委員会 平成 16 年
わたし 出会い 発見 part2	平沢安政 森 実 監修 大阪府同和教育研究協議会「新しい人権教育」プロジェクト 編集	大阪府同和教育研究協議会 1998
イラスト版 子どもの権利 子どもとマスターする 50 の権利学習	喜多明人 浜田進士 山本克彦 安部芳絵 著	合同出版 2006
子どものためのアサーショングループワーク 自分も相手も大切に学ぶ級づくり	園田雅代 中釜洋子 著	日精心理臨床センター

人権教育学習プラン編集委員

委員名	役 職	担当部会
赤 桐 晶 子	県立和歌山商業高等学校 教諭	高等学校
池 田 倫 子	日高町立日高中学校 教諭	中学校
上 岡 益	橋本市立応其小学校 教諭	小学校(中学年)
大 田 まり子	海南市立加茂第二小学校 教諭	小学校(高学年)
音 川 幸 子	有田市立保田中学校 教諭	中学校
川 口 澄	有田川町立御霊小学校 教諭	小学校(中学年)
小 阪 召 庫	紀美野町立下神野小学校 教諭	小学校(中学年)
雑 賀 千 枝	県立向陽高等学校 教諭	高等学校
坂 下 義 民	県立大成高等学校 校長	高等学校
嶋 田 卓 幸	(県)小中学校課教育指導室 指導主事	小学校(高学年)
田 中 一 也	県立紀央館高等学校 教諭	高等学校
谷 口 薫	和歌山市立紀之川中学校 校長	中学校
地 村 知 三	九度山町立九度山中学校 教諭	中学校
出 口 倫 也	(県)小中学校課指導一班 指導主事	小学校(低学年)
土 岐 明 輝	(県)小中学校課指導二班 指導主事	小学校(中学年)
中 村 淳 二	和歌山市立芦原小学校 教諭	小学校(高学年)
西 岡 妙 子	県立紀の川高等学校 教諭	高等学校
西 端 順 子	広川町立耐久中学校 教諭	中学校
濱 崎 ゆかり	紀の川市立竜門小学校 教諭	小学校(低学年)
平 田 博	田辺市立東陽中学校 教諭	中学校
福 田 正 幸	広川町立広小学校 校長	小学校(全体)
藤 田 直 子	県立学校課指導二班 指導主事	高等学校
古 川 眞 澄	(県)教育センター学びの丘 指導主事	中学校
松 本 広 明	新宮市立王子小学校 教諭	小学校(低学年)
松 山 武 彦	高野町立花坂小学校 教諭	小学校(高学年)
的 場 義 文	みなべ町立南部小学校 教諭	小学校(中学年)
南 正 樹	(県)小中学校課指導一班 指導主事	中学校
村 中 保 憲	和歌山市立西和佐小学校 教諭	小学校(低学年)
森 田 泰 充	県立大成高等学校 教諭	高等学校
森 本 一 臣	紀の川市立川原小学校 教諭	小学校(高学年)
横 矢 知 子	田辺市立上芳養小学校 教諭	小学校(低学年)
米 田 良 博	(県)県立学校課特別支援班 指導主事	全体

編集アドバイザー	高 田 一 宏	兵庫県立大学環境人間学部 助教授
編集アドバイザー	笠 原 秀 己	八尾市人権協会 事務局長 じんけん楽習塾

事 務 局	岡 本 哲 司	(県)生涯学習課人権教育推進室 室長
	山 口 薫	(県)生涯学習課人権教育推進室 指導主事
	小 滝 正 孝	(県)生涯学習課人権教育推進室 指導主事
	西 山 正 紀	(県)生涯学習課人権教育推進室 指導主事
	府 中 恵 理	(県)生涯学習課人権教育推進室 社会教育主事
	林 寿 和	(県)生涯学習課人権教育推進室 社会教育主事

事務局 和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課人権教育推進室
「人権教育学習プラン 対話ですすめる人権学習」

平成 18 年 3 月印刷

平成 18 年 3 月発行

編集 人権教育学習プラン編集委員会

発行 和歌山県教育委員会

印刷 中和印刷紙器株式会社

表紙のデザインテーマは「対話」をイメージしています。